

あん摩マッサージ指圧師等の業等に係る広告の制限

次の法律に定められた事項以外は、広告できないことになっています。

また、広告可能な事項やその内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならないとされています。（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条2項、柔道整復師法第24条第2項）

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律】

広告できる事項	根拠法令等
1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 2 法第1条に規定する業務の種類 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 4 施術日又は施術時間 5 その他厚生労働大臣が指定する事項（※1）	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条第1項
備考 ※1 【その他厚生労働大臣が指定する事項】 ① もみりょうじ ② やいと、えつ ③ 小児鍼（はり） ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨 ⑤ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。） ⑥ 予約に基づく施術の実施 ⑦ 休日又は夜間における施術の実施 ⑧ 出張による施術の実施 ⑨ 駐車設備に関する事項	※1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条第1項第5号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項（平成11年3月29日厚生省告示第69号）

【柔道整復師法】

広告できる事項	根拠法令等
1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 3 施術日又は施術時間 4 その他厚生労働大臣が指定する事項（※2）	柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条第1項
備考 ※2 【その他厚生労働大臣が指定する事項】 ① ほねつぎ（又は接骨） ② 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨 ③ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。） ④ 予約に基づく施術の実施 ⑤ 休日又は夜間における施術の実施 ⑥ 出張による施術の実施 ⑦ 駐車設備に関する事項	※2 柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項（平成11年3月29日厚生省告示第70号）

《広告できないものの例》

- ・適応症（骨折、腰痛など）の列挙は『技能』に該当するため広告できません。
- ・流派名（〇〇流など）は『施術方法並びに経歴に関する事項』のため広告できません。
- ・「交通事故治療専門」「むち打ち専門」「料金の表示」「効能効果の表示」の表記は、広告可能事項に該当しないため、広告できません。